

【第二浄水場ろ過ポンプ更新工事】

工事希望制指名競争入札予定表

1 業 種	水道施設工事
2 工事件名	第二浄水場ろ過ポンプ更新工事
3 工事場所	武蔵野市桜堤一丁目6番6号
4 工 期	契約確定日の翌日から令和9年2月26日まで
5 工事概要	<p>浄水場・水源施設保全計画により、第二浄水場ろ過ポンプの更新を行うものである。</p> <p>【設計説明】</p> <p>① 水中ろ過ポンプ φ150mm×15kW×200V 10K (水中ケーブル 10m×2本 自動空気抜弁 連成計、付属品含む) 新設5台 撤去5台</p> <p>② 仕切弁 φ150mm 外ねじ ナイロンライニング 新設5台・撤去5台</p> <p>③ 逆止弁 φ150mm ナイロンライニング 新設5本・撤去5本</p> <p>④ 保温材、ラッキング等 新設一式・撤去一式</p>
6 参加資格要件	<p>次の①～⑧に該当すること。かつ、7～9の規定により事前に確認を受けた者がこの入札に参加することができる。</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>② 武蔵野市工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>③ 東京都及び国土交通省関東地方整備局において、指名停止期間中、又は営業停止期間中でないこと。</p> <p>④ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。</p> <p>⑤ 東京都に本店、支店又は営業所等を有し、その本店、支店又は営業所等が水道施設工事業において特定建設業許可を受けていること。</p> <p>⑥ この公表日現在、機械器具設置の業種で150位以内に順位付けされていること及び最新の経営事項審査の結果による「水道施設工事」もしくは「機械器具設置」の総合評定値Pが800点以上であること。</p> <p>⑦ 過去5年間に本件工事と同種の官公庁水道工事实績があり、かつ、同種の官公庁水道工事経験のある監理技術者を専任配置できること。</p> <p>⑧ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。</p>

7 申請方法	武蔵野市水道部総務課に郵送する（持参可）。
8 申請書提出期間	令和8年5月11日（月）から5月20日（水）必着 ただし、持参する場合は土日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。最終日の5月20日は午後3時までとする） ※ 期限厳守
9 申請時の提出書類	① 工事希望申込書 ② 最新の経営事項審査結果通知の写し ③ 建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し（東京電子自治体共同運営の電子調達サービスの工事申請受付に係る） ④ 技術者調書 ・配置予定技術者の資格者証等の写しを添付してください。 ⑤ 工事实績調書 ・工事实績調書に記載した工事の契約書の写しを添付してください。
10 指名通知の発送	本件入札の指名の結果は、 令和8年5月25日（月）に電話連絡 する。 *休業日等の場合は、携帯電話等の番号、ファックス
11 設計図書等の配布	設計図書等の配布は、 令和8年5月27日（水）に配布 する。
12 質問の方法	質問締切日： 令和8年6月9日（火） ※ 工事に関する質問については、指定の様式を使用し、ファックス（0422-53-6044）で送付すること。
13 回答の方法	回答予定日： 令和8年6月10日（水） ※ 入札に参加予定の全ての事業者に、質問回答書としてファックスにて送付する。
14 予定価格	落札者決定時に事後公表
15 最低制限価格等	本件入札にあたっては、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲において、最低制限価格を設定する。
16 入札日時	令和8年6月17日（水）午後1時15分
17 入札場所	武蔵野市水道部会議室（武蔵野市吉祥寺北町四丁目11-46） ※ 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（単価契約の場合を除き、この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる）により行うこと。 ※ 提出資料（郵送による） ・誓約書（要綱第1号様式） ・暴力団等排除に関する誓約書 ・大内訳 ※6月16日（火）必着
18 再入札回数	2回まで

19 入札の延期等	入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又はとりやめることとする。
20 入札の無効	次の①②のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ①入札に参加する資格のない者の行った入札 ②①に掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札
21 契約書の作成	落札者は、遅滞なく契約書2通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。
22 入札保証金	見積金額の3/100以上・ただし武蔵野市水道事業会計規程第100条第2項に該当するものは免除
23 契約保証金	契約金額の10/100以上・ただし武蔵野市水道事業会計規程第117条第2項第1号から第3号に該当するものは免除
24 前払金	契約金額200万円を超える土木工事、建築工事及び設備工事が対象。上限額は2億円を限度とし、契約金額(税込)の40%から10万円未満を切り捨てた金額。前払金を申請する場合は、前払金保証への加入が別途必要。
25 中間前払金	前払金をした工事が対象。 1億円を限度とし、契約金額の20%から10万円未満を切り捨てた金額。申請する場合は中間前払金保証への加入が別途必要。
26 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ この発注予定表に定めがないことについては、武蔵野市工事請負等競争入札参加者心得(本市ホームページに掲載。入札参加前に必ず確認すること)を遵守すること。 ・ 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市水道部と協議の上、その承諾を得ること。 ・ 短期雇用労働者を雇用する場合は、公共職業安定所の紹介する労働者を雇用するよう配慮すること。 ・ 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 ・ 工事希望制指名競争入札に係る提出書類等において虚偽の記載をした場合においては、1か月以上6か月以内で競争入札に対する指名停止の措置を行うことがある。 <p>※ 希望申請は指名業者を決定する際の参考とするものであり、指名業者は「武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」により、申請者の経営状況、本市での指名・受注状況、官公庁工事の実績、工事の施工成績、発注工事に対する地理的条件・技術的適性・專業性、施工中の工事の状況等を勘案して選定するものである。</p>